

医療安全管理委員会リスクマネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年9月18日病院長裁定)

医療安全管理委員会リスクマネジャー連絡会議細則の一部を改正する細則

医療安全管理委員会リスクマネジャー連絡会議細則（平成16年4月1日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 副病院長のうちから 2人</li><li>(2) 事故防止啓発部会責任者</li><li>(3) 医薬品安全管理責任者</li><li>(4) 医療機器安全管理責任者</li><li>(5) 医療放射線安全管理責任者</li><li>(6) 医療安全管理部所属の医師</li><li>(7) 各診療科の副科長</li><li>(8) 中央診療施設等の副部長及び副センター長</li><li>(9) 副薬剤部長</li><li>(10) 副看護部長</li><li>(11) 看護師長</li><li>(12) 専任リスクマネジャー</li></ul>	<p>(略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 連絡会議は、次に掲げる委員をもって構成する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 副病院長のうちから 2人</li><li>(2) 事故防止啓発部会責任者</li><li>(3) 医薬品安全管理責任者</li><li>(4) 医療機器安全管理責任者</li><li>(5) 医療放射線安全管理責任者</li><li>(6) 医療安全管理部所属の医師</li><li>(7) 各診療科の副科長</li><li>(8) 中央診療施設等の副部長及び副センター長</li><li>(9) 副薬剤部長</li><li>(10) 副看護部長</li><li>(11) 看護師長</li><li>(12) 専任リスクマネジャー</li></ul>

(13) 経営企画課長

(14) 医療支援課長

**(15) 医事課長（新設）**

**(16)** その他旭川医科大学病院医療安全管理委員会委員長（以下「管理委員会委員長」という。）が必要と認めた者

2（略）

（任期）

第3条 前条第1項第1号及び**第16号**の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2（略）

（略）

#### 附 則

この細則は、令和6年9月18日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

#### **【改正理由】**

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(13) 経営企画課長

(14) 医療支援課長

**(15)** その他旭川医科大学病院医療安全管理委員会委員長（以下「管理委員会委員長」という。）が必要と認めた者

2（略）

（任期）

第3条 前条第1項第1号及び**第15号**の委員の任期は1年とする。ただし、補欠の委員及び追加の委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2（略）

（略）